

【別表】定期調査報告をしなければならない特殊建築物等

※ 太字は今年度報告対象建築物

	用途	用途に供する部分の階数 及び床面積の合計	調査及び報告時期
特 殊 建 築 物	1 劇場、映画館、演芸場	<b><math>A \geq 200\text{m}^2 \cdot F \geq 3</math></b> 又は主階が一階にないもの	平成17年度及び 以降2年目毎
	2 観覧場、公会堂、集会場	$A \geq 200\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成18年度及び以降2年目毎
	3 病院、診療所、老人 ホーム、児童福祉施設等	$A \geq 300\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成17年度及び 以降2年目毎
	4 旅館、ホテル	$A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成18年度及び以降2年目毎
	5 下宿、共同住宅、寄宿舎	$A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成19年度及び以降3年目毎
	6 学校、体育館	$A \geq 2,000\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成18年度及び以降3年目毎
	7 博物館、美術館、図書館、 ボート場、スキー場、 スケート場、水泳場 スポーツの練習場、	$A \geq 2,000\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成17年度及び 以降3年目毎
	8 百貨店、マーケット、 展示場、キャバレー、 カフェー、バー、ナイト クラブ、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、 飲食店 物品販売業を営む店舗	$A \geq 500\text{m}^2$ 又は $F \geq 3$	平成17年度及び 以降2年目毎
	9 上記に掲げるものを除き、 事務所その他これらに類 するもの	$A \geq 1,000\text{m}^2 \cdot F \geq 5$ かつ 又は3階以上にその用途に供する ( $100\text{m}^2$ を超える)を有するもの	平成18年度及び 以降3年目毎
<p>&lt;注&gt; Aはその用途に供する部分の床面積の合計 Fは階数で3階以上の階にその用途に供する部分を有し、 かつ当該部分の床面積の合計が<math>100\text{m}^2</math>以上のもの</p>			

※ただし建築物等の建築主が、法に定めた検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期は除く。